

総合窓口『ふむふむ』



～総合窓口でできる各種手続き等を随時ご案内します～



印鑑証明について解説します！

印鑑証明ってなに？

印鑑証明とは、契約書、遺産相続、官公庁の諸手続、自動車や電話の取引などで使用される書類に押印された印鑑（実印）が本人のものであるかを証明するものです。

印鑑証明をするには、印鑑登録を行い、印鑑登録証明の交付を受けなければいけません。



印鑑登録するには

- 1 登録できる人：下川町に住民登録または外国人登録している15歳以上の人。
- 2 申請人：登録者の財産などに関わる大変重要なもののため、原則として本人となります。しかし、本人が病気入院などやむを得ない理由により申請できない場合に限り、代理人による申請ができます。
(注)本人と代理人とでは手続き方法が違います。
- 3 届出に必要なもの（本人の場合）
 - ・届出人の本人確認できるもの（運転免許証等）
 - ・登録する印鑑※代理人による申請の必要がある場合は、税務住民課へお問い合わせください。
※以下の印鑑は登録できません。
 1. 印影の大きさが1辺8mmの正方形に満たない印鑑および、1辺25mmの正方形を超える印鑑。
 2. 変形しやすい材質のもの、外枠の欠けた物、印影を鮮明に表しにくいもの（ゴム印は不可）

印鑑登録証明書を発行するには

印鑑登録をすると、印鑑登録証（カード）が交付されますので必ずご持参ください。また、本人でなくても印鑑登録証があれば、印鑑登録証明書を発行することができますので、大切に保管願います。

手数料

印鑑登録	無料
再登録	300円
印鑑登録証明書	300円（1枚）

総合窓口担当

今月の掲載は伊林が担当しました。



伊林



中野

■お問い合わせ

税務住民課 住民生活グループ
☎4-2511内線116・117
☆4-251103